

一般社団法人富山県優良住宅協会会長 様

富山県厚生部厚生企画課長

災害救助法に基づく住宅の応急修理について（依頼）

令和5年7月12日からの大雨に伴う災害について、富山市、高岡市、小矢部市及び南砺市に災害救助法が適用されました。これに伴い、富山県と一般社団法人全国木造建設事業協会（以下、全木協）との間に平成27年9月に締結いたしました「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定」に基づき、このたび全木協から提供いただいた、貴協会の会員名簿を災害救助法適用市へ情報提供いたしました。

つきましては、市又は被災者から災害救助法に基づき実施する、被災した住宅の応急修理について相談があればご協力いただきますよう、貴協会会員へ周知をお願いいたします。なお、住宅の被害状況等は下記のとおりです。

記

1 住家被害（世帯）（令和5年7月21日現在）

区分	棟数	備考
床上浸水	87棟	うち、富山市29棟、高岡市51棟、小矢部市2棟、南砺市5棟
床下浸水	680棟	うち、富山市436棟、高岡市204棟、小矢部市29棟、南砺市11棟

2 応急修理の実施要領

別紙1のとおり

3 各市の担当窓口

- (1) 富山市 建設部営繕課 営繕係 平井 TEL:076-443-2095
- (2) 高岡市 都市創造部建築政策課 指導審査・宅地開発係
TEL:0766-20-1429
- (3) 小矢部市 産業建設部都市建設課 TEL:0763-23-2009
- (4) 南砺市 地域包括医療ケア部福祉課 社会福祉係 TEL:0766-67-1760

4 その他の留意事項

別紙2のとおり

【事務担当】

担 当：厚生企画課管理係 早川・海老
電 話 番 号：076-444-3196
メールアドレス：akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領

(令和5年7月24日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和5年7月12日からの大雨による災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となるのは、法の適用を受けた市（参考1）とする。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとす

る。

- (2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するQ & A」(参考3)を以下のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
706,000円以内
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
343,000円以内

- (2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものである※が、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

(借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。)

※ 民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(賃貸人による修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

(賃借人による修繕)

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

4 手続の流れ

市は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- ② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明（例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。）なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。）

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

住宅の応急修理に係る留意事項について

1 工事の完了について

工事は、令和6年7月11日までに完了してください。

2 対象となる修理の範囲

令和5年7月12日からの大雨にかかる災害の被害と直接関係のある修理のみが対象です。

注)あくまで応急修理ですので対象となる範囲が決められています。

3 支援の内容

一世帯当たりの限度額は次のとおりです。ただし、限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

○大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

706,000 円以内

○半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により、被害を受けた世帯

343,000 円以内

4 修理見積書(様式第3号)の作成にあたって

○修理見積書には、屋根・外壁・土台等、部位ごとの修理明細を一式計上するのではなく、数量等(面積、延長、箇所等)がわかるように作成してください。

5 工事写真について ※留意事項を裏ページに記載

○工事完了後、見積り内容に合わせた写真の提出が必要になります。

○工事写真は、施工前(被災状況、被災箇所)・施工中・施工後の各段階で撮影し、できるだけ同じ方向、同じ角度で撮影してください。

注)写真の確認ができない場合は、支払いが受けられない場合があります。

注)施行中については、特に隠ぺい部の撮り忘れがないように注意してください。

6 その他

○見積り内容については、修理申込者に十分説明してください。

○対象となる修理は、市と修理業者との契約になります。

【写真撮影に関する留意事項】

○修理前状況写真の撮影(被災者又は修理業者が撮影)

風水害などにより被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

- (1) 外観(亀裂、剥がれ、歪みなど)
 - ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
 - ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
 - ③ 玄関、窓(サッシ)、外壁等の破損状況を箇所別に撮影
- (2) 室内(めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど)
 - ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
 - ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影(床材のめくれ、反り、カビ、腐食など)
 - ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影
- (3) 設備(破損、故障など)
 - ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
 - ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

※屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。

自分で撮影できない箇所等は施工業者に撮影して貰うなどすること。

○修理中・修理完了後の写真撮影(修理業者が撮影)

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。

以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理: 根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材(畳)交換
- ② 設備交換: 故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
- ③ 屋根修理: 足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材(瓦)の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去